

# 新冠町地域公共交通総合連携計画

平成 22 年 3 月

新冠町

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づいて設置された「新冠町地域公共交通活性化協議会」における協議を経て、同法第5条による地域公共交通総合連携計画として新冠町が作成したものである。

## 目 次

1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針 . . .	1
2. 計画の区域 . . . . .	3
3. 計画の目標 . . . . .	4
4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 . . . . .	5
5. 計画期間 . . . . .	10
6. その他計画の実施に関し市町村が必要と認める事項 . . . . .	10

### [参考資料]

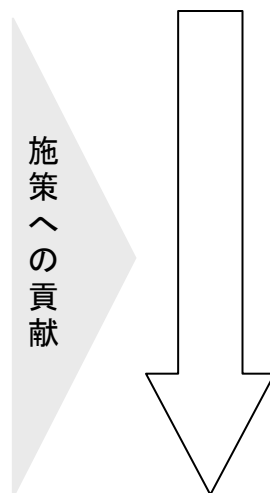
- [1] 新冠町の概要
- [2] 新冠町の公共交通の現状と課題
- [3] 試験運行結果
- [4] 新冠町地域公共交通活性化協議会の規約・名簿
- [5] 協議会・専門部会議事要旨

# 1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

交通実態調査や利用者ニーズ把握調査等により把握した現状と課題、「第5次新冠町総合計画（2010～2019）」で掲げる分野別施策を踏まえ、新冠町地域公共交通総合連携計画における基本的な方針を以下のように定める。

現状と課題	
地域の現状と課題	公共交通の現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 海沿いに市街地が集中</li> <li>◆ 2つの沢沿いに住居が点在</li> <li>◆ 人口減少</li> <li>◆ 核家族、単身世帯の増加</li> <li>◆ 高齢化の進行</li> <li>◆ 自動車への依存</li> <li>◆ 小中学校の統廃合</li> <li>◆ 町財政の悪化</li> </ul>	<p><b>【町内全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 路線バス、スクールバス、健康推進バスの路線が一部重複</li> <li>◆ 路線バスとスクールバスのダイヤが一部近接</li> <li>◆ バス停まで遠い地域（公共交通空白地域）が存在</li> <li>◆ 路線バスの採算性が悪い（補助金で補填）</li> <li>◆ 運行本数が少なく、間隔が長い待ち時間が長い</li> <li>◆ バスの待ち時間を過ごす場所がない</li> </ul> <p><b>【静内泉線沿線地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 沢沿い区間の利用者が少なく効率的な運行となっていない</li> </ul> <p><b>【厚賀太陽線沿線地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 苫小牧、富川・門別本町方面へのアクセス性が低い</li> <li>◆ 路線バスの利用者が少なく効率的な運行となっていない</li> </ul>

「第5次新冠町総合計画（2010～2019）」の分野別施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>健康で安心して暮らせるまちづくり</u></li> <li>◆ 潤いある環境を創出するまちづくり</li> <li>◆ <u>快適で暮らしやすいまちづくり</u> ⇒ <b>【施策の柱】 利便性の向上</b> ⇒ <b>【基本施策】 公共交通の確保</b></li> <li>◆ 安全で安心して暮らせるまちづくり</li> <li>◆ 力強く安定した産業づくり</li> <li>◆ <u>学校・家庭・地域社会が一体となった人づくり</u></li> <li>◆ <u>自立したまちづくり</u></li> </ul>

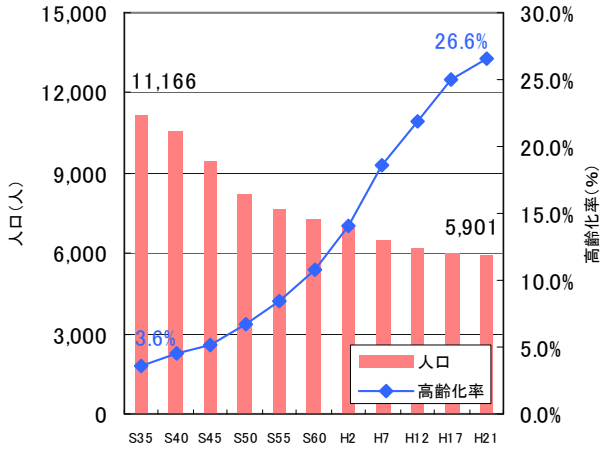


新冠町地域公共交通総合連携計画における基本的な方針
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者等の安全で安心な移動を可能とする“地域の足”の確保</li> <li>② 地域活性化に貢献する公共交通の整備</li> <li>③ 効率的で持続可能な地域交通体系の確立</li> </ol>

新冠町の現状と課題※

人口と高齢化率の推移

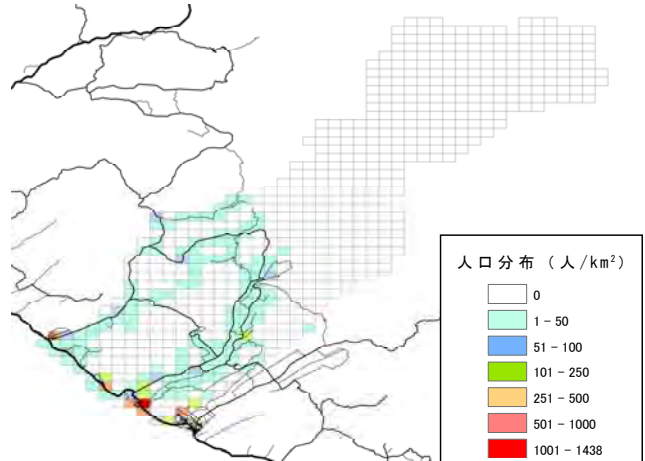
- ・新冠町の人口は昭和35年のピーク時に比べ、平成21年までに約半減
- ・高齢化率は26.6%と大幅に増加



出典：S35~H17;国勢調査,H21;住民基本台帳(3月末)

人口分布

- ・海沿いに市街地が集中
- ・内陸に向かって長く伸びる2つの沢に集落・民家が点在

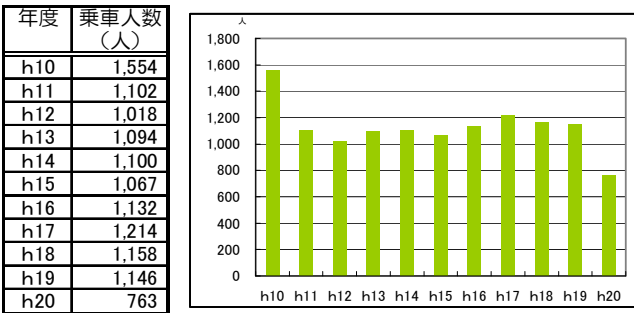


出典：H17 国勢調査結果を基に作成

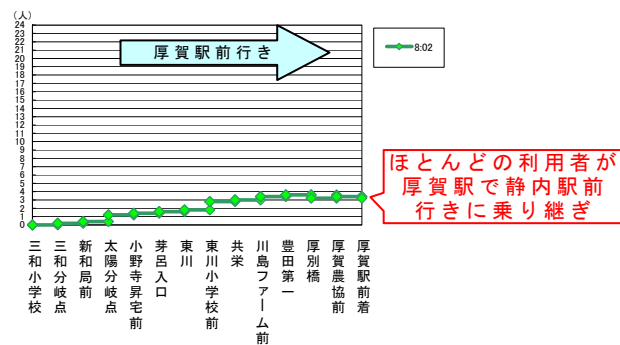
路線バスの利用状況（厚賀太陽線）

- ・厚賀太陽線の利用者は年間で1,000人を下回り、1便あたりでは1人を切る
- ・ほとんどの利用者が厚賀駅まで利用し、そのまま静内駅行きに乗り継いでいる

【年度別利用者数】



【利用状況】

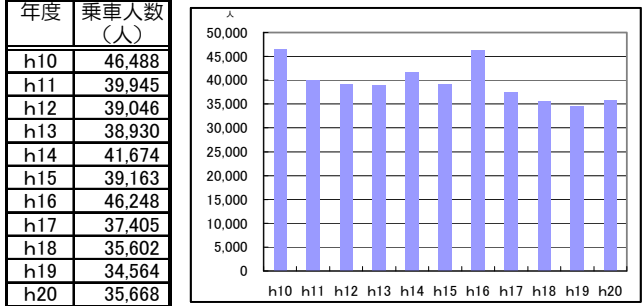


出典：交通実態調査結果（H20.5.20~26）

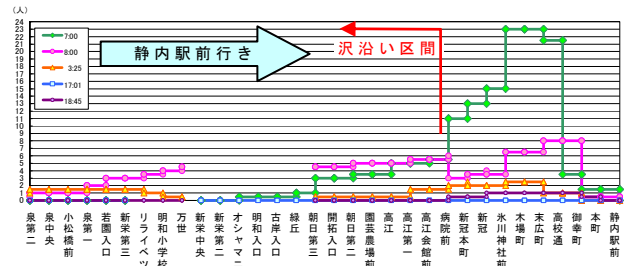
路線バスの利用状況（静内泉線）

- ・静内泉線の利用者は年間で35,000人程度、1便あたりでは10人程度
- ・新冠市街～静内駅間の利用が多く、沢沿い区間の利用者は少ない

【年度別利用者数】



【利用状況】

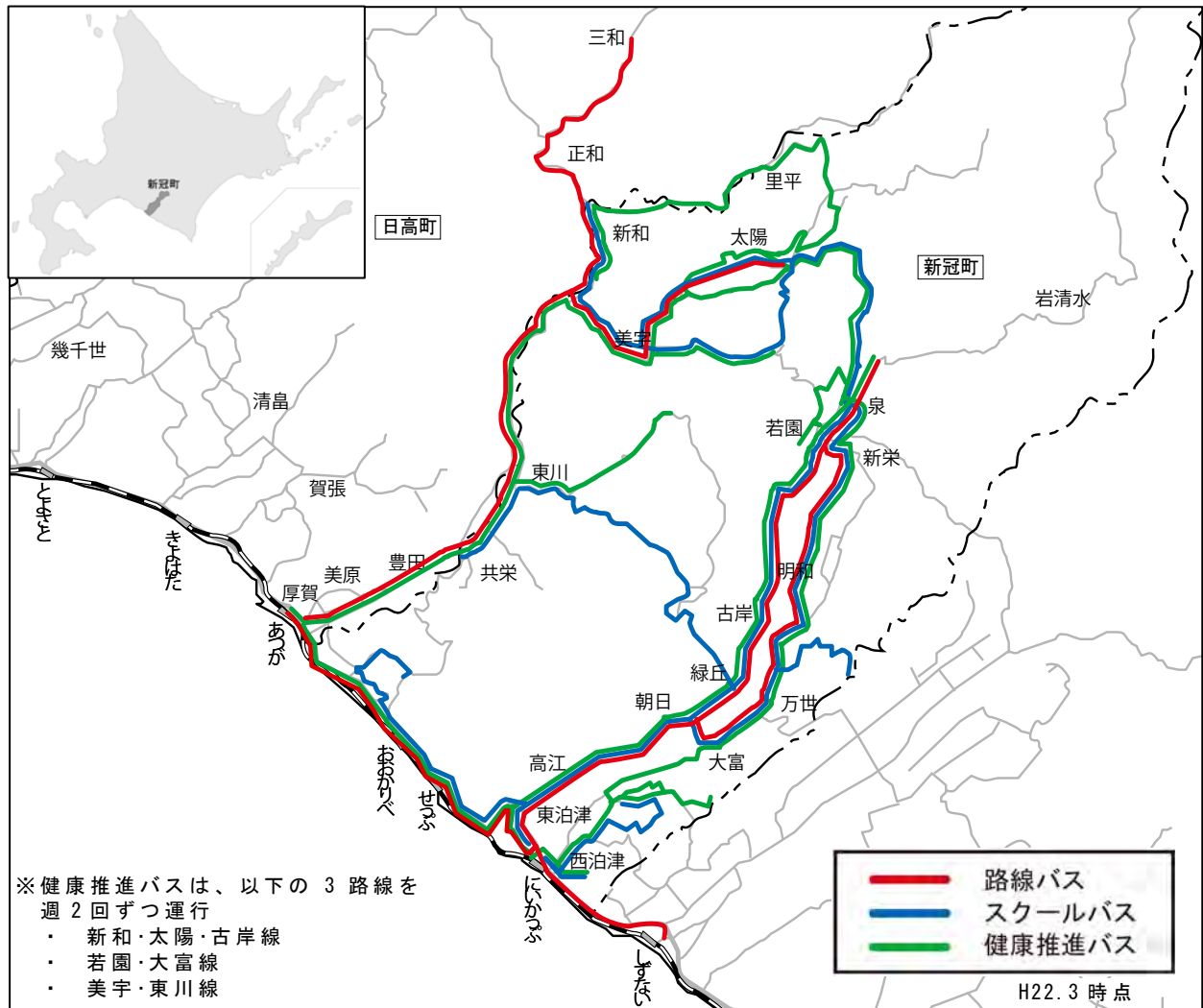


出典：交通実態調査結果（H19.12.5,14）

※新冠町の現状の課題の詳細は参考資料参照

## 2. 計画の区域

この計画は、新冠町をその区域とする。



### 3. 計画の目標

前述の基本方針を踏まえ、計画の目標を以下の4点とする。

#### 目標 1 高齢者等に配慮した利用しやすい移動手段の確保

新冠町の高齢化率は26.6%と全国(22.2%)、全道(23.7%)の平均を大きく上回っている。自家用車での移動ができない高齢者については、公共交通で移動の足を確保することが必要である。

また、沢沿いに暮らす小中学生については、交通手段がないために新冠市街地で行われている活動に参加できないでいる生徒もあり、移動手段の確保が望まれている。

高齢者や小中学生にとって利用しやすい交通体系を確保し、高齢者の移動に関する満足度(現状25%)の向上と沢沿いの小中学生の市街地で行われている課外活動への参加率の向上を目指す。

#### 目標 2 公共交通空白地域の解消と身近な地域公共交通の確立

町内には、バス停が遠く、路線バスを利用することができない公共交通空白地域(東川、緑丘、美宇、若園、万世、太陽、新和、里平の一部)が存在する。自宅の前までの送迎など、きめ細やかな運行方式への転換を図り、公共交通空白地域の解消を目指す。

#### 目標 3 高齢者福祉事業や生涯学習、文化活動との連携による地域の活性化

バスの待ち時間への対応や市街地周辺の施設で実施している高齢者福祉事業、生涯学習、文化活動等と公共交通の連携を進めることにより、新冠市街地への外出頻度(山間部地域から新冠市街地を週1回以上訪れる人の割合(現状61%))を向上させ、地域活性化を図る。

#### 目標 4 効率的かつ効果的で円滑な地域交通体系の確立

路線バスの乗車率が低く、町が民間バス事業者の赤字分を補填し、町民の足を確保している。予約運行方式の導入やスクールバスの有効活用等により、効率的なバス運行体系を確立し、町内のバス運行経費(現状約5,500万円)の削減を目指す。

#### 4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

目標を達成するために行う事業と計画の目標との対応を以下に示す。

計画の目標 事業	【目標1】 高齢者等に 配慮した利 用しやすい 移動手段の 確保	【目標2】 公共交通空 白地域の解 消と身近な 地域公共交 通の確立	【目標3】 高齢者福祉 事業や生涯 学習、文化活 動との連携 による地域 の活性化	【目標4】 効率的かつ 効果的で円 滑な地域交 通体系の確 立
(1) 予約運行方式の導入	○	○	○	○
(2) 車両の購入		○		○
(3) スクールバスの活用	○	○	○	○
(4) 健康推進バスの活用				○
(5) 乗り継ぎ機能の強化	○		○	○
(6) 老人憩いの家などの活用			○	

次頁以降に各事業の詳細を示す。

## (1) 予約運行方式の導入

現在、新冠町西新冠地区、日高町厚賀地区を運行している路線バス厚賀太陽線は、利用者が少なく、町が赤字補填を行っている。

このため、厚賀太陽線を廃止（H23.3 予定）し、これに替わる効率的な交通手段として、予約運行方式の導入を進める。なお、運行ダイヤの設定にあたっては、厚賀駅前での乗換えを想定し、路線バス日高沿岸線やJR日高本線との接続を考慮する。

※事業の実施にあたっては、日高町地域公共交通活性化協議会と連携を図るものとする。

### 【実施主体】

新冠町、日高町、有限会社 厚賀ハイヤー

### 【実施時期】

平成 21 年度：試験運行（美宇地区、太陽地区、里平地区）【実施済】

平成 22 年度：実証運行（厚賀太陽線沿線地域全体）

平成 23 年度：本格運行（厚賀太陽線沿線地域全体）

## (2) 車両の購入

現在の路線バスの大型車両では、空き座席が多く存在している。また、道路幅員が狭いことや転回する場所がないため、運行できない地域が存在する。

予約運行方式の導入にあわせ車両を小型化し、自宅の前までの運行や、利用者の需要に適した運行を行う。

### 【実施主体】

新冠町

### 【実施時期】

平成 23 年度：車両購入（予約運行方式の本格運行時）



### (3) スクールバスの活用

現在の路線バス静内泉線は、沢沿いの利用者が少なく、町が赤字補填を行っている。このため、静内泉線の沢沿い区間（泉地区～新冠市街地）を廃止（H24.3 予定）し、これに替わる効率的な交通手段として、スクールバス、健康推進バスを活用した新しい運行方式の導入を進める。

新冠町のスクールバスは小中学校の統廃合に伴い、町内を網羅するように、現在6路線運行されている。一部の路線では空き座席も存在するため、一般混乗化により、路線バス静内泉線の一部代替や公共交通空白地域の解消が期待できる。

一般混乗化にあたっては、生徒保護者等からの不安の声も挙がっているため、利用者の登録制などの検討を行い、安心して利用できる仕組みを構築する。

また、スポーツ少年団等の小中学生の課外活動へ参加などについてもスクールバスの活用を検討し、更なる利便性向上を図る。

#### 【実施主体】

新冠町、新冠町教育委員会、有限会社 新冠ハイヤー

#### 【実施時期】

平成 22 年度：関係者協議（新冠町、新冠町教育委員会、PTA、新ひだか町、道南バス株式会社）

平成 23 年度：実証運行

平成 24 年度：本格運行

### (4) 健康推進バスの活用

路線バス静内泉線の沢沿い区間（泉地区～新冠市街地）の廃止（H24.3 予定）にあたり、上記(3)スクールバスの活用で代替できない、早朝や夕方の便について、健康推進バス車両を活用した補完運行を行う。

#### 【実施主体】

新冠町、有限会社 新冠ハイヤー

#### 【実施時期】

平成 23 年度：実証運行

平成 24 年度：本格運行

#### (5) 乗り継ぎ機能の強化

予約運行方式やスクールバスの活用などの新しい運行方式の導入後には、沢沿い区間から沿岸部に出た後の東西の移動について、道南バスの日高沿岸線やJRへの乗り継ぎが必要となる。しかし、現在のバス停がJR駅（厚賀駅、新冠駅）と離れたところに設置されているなど、アンケート調査結果や試験運行結果では、冬期や悪天候時の乗り継ぎについて課題が挙げられている。

バス停の移設やダイヤの調整等を行い、JR駅（厚賀駅、新冠駅）、道の駅（サラブレッドロード新冠）をターミナルとした、シームレスな運行体系を構築する。

##### 【実施主体】

新冠町、道南バス株式会社

##### 【実施時期】

平成 22 年度：関係者協議（新冠町、道南バス株式会社、JR日高線運輸営業所）

平成 23 年度：厚賀地区における乗り継ぎ機能の強化

平成 24 年度：新冠地区における乗り継ぎ機能の強化

#### (6) 老人憩いの家などの活用

新冠町内の医療施設や商業施設などは市街地部に集中しており、沢沿いの地域からバスを利用して市街地に来る方も多い。しかし、市街地での用事にかかる時間に比べ、バスの待ち時間が長く、アンケート結果では、バス停の近くに安心して休憩や勉強ができる場所等の確保が望まれている。

新冠町老人憩いの家などの既存施設で実施されている福祉事業や生涯学習等について、バス待ち時間との連携を図るなどのソフト対策を実施し、山間地域のバス利用促進ならびに市街地部の活性化を図る。

##### 【実施主体】

新冠町

##### 【実施時期】

平成 22 年度：町関係部署協議（総務企画課、町民福祉課、社会教育課）

平成 23 年度：各種事業との連携対策（ソフト対策）の立案

平成 24 年度：各種事業との連携対策（ソフト対策）の実施



## 5. 計画期間

この計画は、平成 22 年度から 3 年間で計画期間とする。

事業	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
(1) 予約運行方式の導入	● 試験運行	● 実証運行	● 本格運行	→
(2) 車両の購入			● 購入	
(3) スクールバスの活用		● 関係者協議	● 実証運行	● 本格運行
(4) 健康推進バスの活用			● 実証運行	● 本格運行
(5) 乗り継ぎ機能の強化		● 関係者協議	● 厚賀地区における 乗り継ぎ機能の強化	● 新冠地区における 乗り継ぎ機能の強化
(6) 老人憩いの家などの活用		● 町関係部署協議	● ソフト対策の立案	● ソフト対策の実施

## 6. その他計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

この計画に定める各事業については、新冠町地域公共交通活性化協議会において連絡調整を行いつつ、実施するものとする。

また、持続可能な地域公共交通の確立に向け、地域懇談会や町の広報誌により、住民のバス利用に関する意識高揚を図るものとする。

なお、社会情勢の変化や町財政の状況等により、見直しが必要と認められる時は、新冠町地域公共交通活性化協議会に諮り、計画の見直しを行うものとする。